

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第3回) 議事要旨

令和5年10月24日(火)

午後2時00分から午後3時00分まで

於 小会議室

(総務局長)

各委員におかれては、御多忙な中、本会合に御出席いただき感謝申し上げます。

前回の会合に引き続き、委員の皆様方には、裁判所の行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

(各委員)

座長の梶木委員が進行することに異議なし。

(座長)

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の調査が進行中であるところ、調査の進捗状況及び今後の調査予定につき、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

調査の進捗状況の前に、本中間報告の位置づけについて御説明する。

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決等の調査については、およそ3年程度はかかる見込みであるところ、本中間報告は、令和4年9月に行われた前回(第2回)会合から、約1年が経過したことを踏まえ、調査の進捗状況等を御報告するものである。

鋭意照合作業を進めているところ、詳細な検証は、照合作業が終了した後、調査作業終了目安の令和7年までに行う予定である。

また、前回会合において、ICT技術の利用可能性についても、本中間報告で御報告させていただくことになっていたところ、手書きの古い文書を正確に読み込んで文字化するという需要自体が少ないのか、残念ながら、現状、本調査に有効活用できるものは不見当である。

次に、作業進捗状況について御説明する。

照合作業自体は計画通りに進んでおり、令和5年7月までに、約半数(調査対象791件のうち、354件)の照合作業が終了している。もっとも、刑事の古い判決等については、手書きで判決等原本が作成されているものも

多いため、照合作業に他の照合作業の倍程度の時間がかかる可能性がある。分析も今後行う必要があり、調査に余裕のある状況ではない。

現時点において、遺憾ながら、相違は相当数発見されているものの、大多数は、誤字・脱字の類いであり、判決等の意味内容が大きく変わるような相違はないものと認識している。一部、当該箇所のみを見ると部分的に意味が変わり得るものもあるが、当該箇所の前後や判決等全体を見れば、意味を理解することが可能であり、判決等全体の意味内容に大きな影響を与えるとまではいえないと認識している。

幾つか具体例を申し上げますと、昭和36年（オ）第1378号同40年9月22日判決には、「譲受人の利益」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「譲渡人の利益」との記載となっており、当該部分だけを読むと意味が逆になっている部分があるものの、前後を併せて読めば、「譲受人の利益」であることが明らかである。また、「国会優位」が「国家優位」となっている（昭和30年（オ）第96号同35年6月8日判決）など、フレーズ抜けや別の語への変換例があるが、いずれも前後を合わせて読めば、文脈は明らかであり、判決全体の意味内容に大きな影響を与えるものとは考えていない。

裁判官名の誤変換や脱落（昭和30年（す）第209号同30年12月23日判決など）もあり、公権力行使の主体に誤りが生じているのは遺憾であるが、判決全体の意味内容そのものには大きな影響はないと考えている。

なお、相違が相当数発生している原因については、様々なことが考えられ、現時点において、確定的なことは申せないが、転記ミスやOCRの誤認識などが一因ではないかと考えている。

裁判所は、これまで、判決等全体の意味内容に大きな影響を与えるような重大な相違がないかを早期に確認すべく、照合作業を進めて来たところであり、当該照合作業及びその分析の期間としておおよそ3年程度はかかるものと考えていた。他方、利用者の便宜を考えると、相違が見つかった判決等については、ウェブサイトの記載を修正することがよいと考えている。もっとも、ウェブサイトの記載を修正する作業は、PDFをダウンロードし、修正することになるところ、PDF形式であるために、一部を修正すると行ズレが生じるなどしてしまい、行ズレ対応や全文の確認を行わなければならない、かなりの時間を要する状況である。そのため、仮に、一年間の調査結果が集約されるなどある程度の調査結果が集積される都度修正作業を行うこととし、同時に調査も進めるとなると、スケジュールに大幅な遅延が生じてしまう見込みである。

裁判所としては、利用者の便宜を考えて、修正を行っていきたいと考えている反面、調査に大幅な遅延が生じるおそれがあることから、まずは、裁判所ウェブサイト相違表を掲載し、利用者が相違を確認できる状態にした上で、順次ウェブサイトの掲載内容を修正していきたいと考えている。その掲載方法については、様々な方法が考えられるところであり、ウェブサイトの仕様の問題や利用者にとってのわかりやすさ、作業負担等を考慮した上で、検討の上、実施していく予定である。

(座長)

委員において、今の説明について質問はあるか。

(高橋委員)

相違表を公表することでよいと思う。

(座長)

相違表は、当該判決等に一つずつ紐づけするのか。

(第二課長)

当該判決等に一つずつ付けていく方法の他、一覧表にしてまとめて公表する方法もあり得るが、諸要素を踏まえ現在検討中である。

(神田委員)

まずは相違表を掲載してから修正作業をすることに異論はない。どこが違うかを先に示すのはいいと思う。相違表の示し方については様々な考えられるところであり、判決等ごとに紐つけて掲載することも、相違表としてまとめて掲載することもあり得ると考える。

(座長)

相違箇所を示すことが大事であり、相違表を示すことはよいと思うが、相違表に頁数のみしか記載されていないと、相違が同じ頁に複数ある場合、相違箇所の特定ができないのではないかと。

(第二課長)

御指摘を踏まえ、特定方法について検討させていただきたい。なお、同じ頁の中に複数の同じ表現が含まれるものはそう多くはないと考えている。

(座長)

係の業務量はどのくらいか。

(第二課長)

作業を行うためには、判決等原本のコピーをとる必要があり、古いものは、破損しないように気をつけながら、コピーの抜けや不鮮明なコピーとならないよう確認しながら行っており、また、照合作業の結果を一覧表に入力したり、入力内容をダブルチェックをしたり、照合作業以外の作業も多くある。

判例集等を扱っている係員以外も作業に関わっているが、基本的には、判例集等を取り扱っている係の係員が通常業務に加えて作業を行っている状況である。

(座長)

ウェブサイトの修正については、照合作業の終了後に行うことでよいか。

(第二課長)

裁判所としては、1年ごとに相違箇所を掲載した上で、修正作業は調査終了後に行うイメージでいる。なお、現時点で相違と認識しているものとしては、354件中218件の判決等に何らかの相違があり、相違数としては824箇所である。

(高橋委員)

相違表を掲載し、相違箇所がわかるのであれば、判決のデータ自体を時間をかけて修正しなくてもいい気もしている。なお、個別の紐付けを行うことは、それほど多くの時間は要さないようにも思う。

(座長)

全体の表の掲載だけでは不親切な気もするが、判決等ごとに一つずつ付けることについての作業量なども踏まえて検討いただければいいと思う。

(総務局長)

ウェブサイトに相違箇所を掲載することとして、掲載方法等については検討しながら行ってまいりたい。

(座長)

今後の進行等について、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

およそ3年を目途に作業を進めているところ、本中間報告から1年後を目途(令和6年9月~10月頃)に、2年経過時の作業の進捗状況を報告する中間報告を行わせていただきたいと考えている。その後、令和7年9月~10月頃に、裁判所ウェブサイトに掲載された大法廷判決等の調査について最終報告をさせていただくべく、作業を進めたいと考えている。最終報告後の予定については、分析結果などを御覧いただいた上で、各委員に御意見をいただくなどして、検討させていただきたい。ただし、この予定には、ウェブサイト掲載判決の修正に要する期間が含まれておらず、修正作業を適宜行っていく場合には、スケジュールに相当程度影響を及ぼすおそれがある。

(座長)

それでは、第3回の会合を終了する。